

中部国際空港利用促進協議会 中国市場向けFAM ツアー 募集要領

1 業務目的

- ・中国現地旅行会社及び一般 FIT 向けに中部地域の観光資源 PR
- ・中部国際空港発着商品造成の促進を図り、2025 年度冬・春、さらに 2026 年度の需要創出に繋げることを目指す。
- ・地域一丸となった取り組みによる需要創出により、中国路線の増便、新規就航を目指す。

2 委託内容

(1) 旅行会社招請

旅行会社 2 社程度を招請し、FAM ツアーを 2 回実施する。中部国際空港を起点とする中部エリアの観光コンテンツを組み込んだ旅行商品を造成し、中国現地で販売する。

(2) インフルエンサー招請

中国便数の多い上海・北京を拠点とする旅行系インフルエンサー5 人程度を選定し、FAM ツアーを 2 回実施する。中部国際空港を起点とする中部エリアの観光コンテンツを紹介する記事の制作及び投稿を行う。インフルエンサーは現地から招請し、信憑性の高い UGC コンテンツを意識した記事・動画作成を委託する。コンテンツはインフルエンサー自身のアカウントから投稿を行う。

3 応募資格者

応募資格者は、以下の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募資格確認書の提出期限において愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 応募資格確認書の提出期限において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 1 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4 契約条件

(1) 契約金額限度額

9, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 契約期間

契約締結日から2026年3月13日（金）まで

（３） 契約方法

事業実施にあたって、企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された１者と業務仕様及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

（４） その他

企画提案に基づく見積金額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額は提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

５ 応募方法等

（１） 提出書類

企画提案作成要領に基づき、以下の書類を提出すること。

- ① 応募資格確認書（様式１）
- ② 業務履歴（様式２）
- ③ 業務実施体制（様式３）
- ④ 情報管理体制（様式任意）
- ⑤ 企画提案書（様式任意）
- ⑥ 見積書（様式任意）
- ⑦ 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）

（２） 提出期限

2025年9月24日（水）午後5時まで（必着）

（３） 提出先

愛知県都市・交通局航空空港課 小嶋・範

住 所：〒460－8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052－954－7460

メール：kouku@pref.aichi.lg.jp

（４） 提出方法

5（３）の提出先に電子メールで送信の上、持参又は郵送（配達されたことが記録されるものに限る）

※ファクシミリ等による提出は不可

（５） 提出部数

5部 ※（１）⑦については1部で可。

６ 選定事業者数

1者

7 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

受託候補者選定委員会において、期限までに提出された企画提案の書面審査を行う。審査に関することは非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないこととする。

(2) 審査項目

審査項目（配点）	主な審査項目
①全体の進め方・スケジュール	・事業の趣旨を的確に理解した進め方か ・スケジュールの具体性、実現性が適切なものか ・広域周遊が実現できる提案となっているか
②提案の実効性等について	・旅行会社の選定に際し、ターゲットが明確に示されており、幅広く周知する具体的な施策が提案されているか ・インフルエンサーの選定基準が明確で、選定者は適切か ・取材先の選定理由は明確で、具体的なデータに基づいて提案されているか ・取材先や取材現地における受入体制は適切で、魅力を十分に伝える工夫がされているか ・その他独自の工夫
③提案内容の総合的評価	・提案内容全体のバランスや業務内容の理解度、作成する制作物等を業務目的につなげる工夫などの総合的評価
④推進体制、類似業務の事業実績	・安定性のある推進体制が整っているか ・提案者の類似業務の実績が豊富で、実現性が十分にあるか

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に対して郵送またはメールで通知する。

8 その他

(1) 企画提案書の提出は、1団体1案とする。

(2) 提出された企画提案書は、本事業の書面審査以外の用途には使用しない。

(3) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しないものとする。

また、提出された企画提案書は返却しない。

(5) 当業務を受託していただく業者を選定した後は、提出された企画提案書の内容に限定されることなく、委託業務内容について具体的な協議・調整に入るものとする。